



高教政第1640号
平成20年3月25日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長
（ 公 印 省 略 ）

「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の
特例に関する条例」及び「技能職員の給与の特例に関する就業規
則」について（通知）

平成20年2月議会に提出していました知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例議案が3月19日（水）に可決成立しましたので、その概要を別紙のとおりお知らせします。条例の公布日は、3月25日（火）です。

また、技能職員の給与の特例に関する就業規則についても、同日告示の予定です。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

(別紙)

知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）及び技能職員の給与の特例に関する就業規則（以下「特例就業規則」という。）の主な内容

1 特例条例及び特例就業規則制定の目的

特例条例及び特例就業規則は、本県の厳しい財政状況を考慮し、知事等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条に規定する者及び職員の給料等を平成20年度の1年間、時限的に減額することとしたもの。

2 主要な内容

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間において、(1)から(5)までの給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（特例条例第1条）

区分	知事等の条例の給料月額	本条例施行前の給料月額 （（ ）は、減額率）	本条例施行後の給料月額 （（ ）は、減額率）
知事	1,240,000円	(20%) 992,000円	(30%) 868,000円
副知事	950,000円	(12%) 836,000円	(15%) 807,500円
常勤の人事委員会委員	624,000円	(7%) 580,320円	(10%) 561,600円
常勤の監査委員	624,000円	(7%) 580,320円	(10%) 561,600円
教育長	790,000円	(7%) 734,700円	(10%) 711,000円

(2) 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号。以下「地方自治法第203条条例」という。）別表第2及び別表第3に掲げる者のうち、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員の報酬月額について、当該額に5パーセントを乗じて得た額を減額すること。（特例条例第2条）

減額の対象となる委員会の委員等		地方自治法第203条 条例の規定による 報酬	特例条例の規定に よる減額後の報酬
教育委員会	委員長	275,000円	261,250円
	委員	198,000円	188,100円
選挙管理委員会	委員長	151,000円	143,450円
	委員	118,000円	112,100円
監査委員		242,000円	229,900円
公安委員会	委員長	211,000円	200,450円
	委員	182,000円	172,900円
人事委員会	委員長	211,000円	200,450円
	委員	182,000円	172,900円
労働委員会	会長	198,000円	188,100円
	公益委員	182,000円	172,900円
	労働者委員及び 使用者委員	152,000円	144,400円
	特別調整委員	91,000円	86,450円
収用委員会	会長	151,000円	143,450円
	委員	118,000円	112,100円
海区漁業調整委員会	会長	71,000円	67,450円
	委員	57,000円	54,150円
	専門委員	57,000円	54,150円
内水面漁業管理委員 会	会長	34,000円	32,300円
	委員	25,000円	23,750円

(3) 職員の給料月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、手当の額等は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）等の規定による額とすること。（特例条例第3条・特例就業規則第1条）

職員の区分	減額率
ア 管理職手当が支給されている職員等	5%
イ ア以外の職員	
(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員 (任用3等級の職員等)	3%
(イ) 期末手当において人事委員会規則で定める加算割合が100分の5である職員 (任用4等級の職員等)	2.5%
(ウ) 期末手当において人事委員会規則で定める加算がない職員 (任用5・6・7等級の職員等)	2%

(4) 職員の給料の調整額について、(3)の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。(特例条例第4条・特例就業規則第2条)

(5) 職員の管理職手当の月額について、当該額に10パーセントを乗じて得た額を減額すること。(特例条例第5条)

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例	9
◎高知県公益認定等審議会条例	9
◎知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例	10
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例	11
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例	18
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例	19
◎高知県離島漁業再生支援基金条例	20
◎出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例及び保健所使用料徴収条例の一部を改正する条例	20
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	21
◎高知県財産条例の一部を改正する条例	21
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例	21
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例等の一部を改正する条例	22
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	22
◎高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例の一部を改正する条例	22
◎高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	25
◎高知県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	27
◎高知県四方十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例	27
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	27
◎高知県女性相談所設置条例の一部を改正する条例	28
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	28
◎高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例	28
◎高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	29
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	29
◎高知県工業用水道条例の一部を改正する条例	30
◎高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設	

置及び管理に関する条例を廃止する条例

期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(職権の行使)

第5条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第6条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(服務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第8条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議(次条第6項を除き、以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、法人を所管する部(高知県部設置条例(昭和31年高知県条例第41号)により設置された部をいう。)において当該所管する法人に係るものを処理し、高知県総務部において総括する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例

(知事等の給料の特例)

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料の月額、知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあっては100分の30、副知事にあっては100分の15、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあっては100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

(地方自治法第203条に規定する者の報酬の特例)

第2条 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)別表第2及び別表第3に掲げる者のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(収用委員会の予備委員を除く。)並びに監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、同条例第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第2及び別表第3に掲げる報酬月額からその額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

(職員の給料月額の特例)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の条例」という。)第4条第1項各号に掲げる給料表、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「公立学校職員の条例」という。)第5条第1項各号に掲げる給料表若しくは警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員の条例」という。)別表第1の警察官給料表又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号。以下この条において「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表若しくは同条第3項若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号。以下この条において「任期付研究員条例」という。)第5条第1項若しくは第2項の給料表若しくは同条第4項の適用を受ける職員(次条及び第5条において「職員」という。)に係る特例期間における給料月額は、職員の条例第4条及び第5条から第6条の3まで、公立学校職員の条例第5条及び第6条から第7条の3まで、警察職員の条例第4条及び第5条から第6条の3まで、任期付職員条例第4条又は任期付研究員条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎給料月額」という。)からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額(職員の場合第14条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第12条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第16条第3項及び第18条第4項、公立学校職員の条例第17条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第16条第3項及び第18条第4項、警察職員の条例第14条並びに警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第16条第3項の規定による勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。以下同じ。)、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額、基礎給料月額とする。

- (1) 職員の条例第9条第1項、公立学校職員の条例第12条第1項又は警察職員の条例第9条第1項の規定に基づく管理職手当を受けるべき職を占める職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表若しくは同条第3項又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表若しくは同条第4項の適用を受ける職員並びにこれらの職員との権衡上必要があると任命権者が認める職員 100分の5
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員であって、職員の条例第21条第5項、公立学校職員の条例第22条第5項及び警察職員の条例第21条第5項の人事委員会規則で定める職にありもの(次号において「加算を受ける職員」という。)のうち、人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合(同号において「加算割合」という。)が100分の5を超える割合である職員 100分の3
- (3) 加算を受ける職員のうち、加算割合が100分の5である職員及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員 100分の2.5
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の2

(職員の給料の調整額の特例)
第4条 職員に係る特例期間における給料の調整額は、職員の条例第8条、公立学校職員の条例第10条又は警察職員の条例第8条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎調整額」という。)からその額の前条各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。
 (職員の管理職手当の特例)

第5条 職員に係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項、公立学校職員の条例第12条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎管理職手当月額」という。)からその額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第95号)の一部を次のように改正する。
 附則第5項第1号中「。以下この項及び附則第17項において「特例条例」という。」を削り、「特例条例第4条本文」を「同条例第4条本文」に改め、附則第17項中「特例

条例第3条」を「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第3条」に改める。

- (公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)の一部を次のように改正する。
 附則第5項第1号中「。以下「特例条例」という。」を削り、「特例条例第4条本文」を「同条例第4条本文」に改め、附則第15項中「特例条例第3条」を「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第3条」に改める。
 (警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第98号)の一部を次のように改正する。
 附則第5項第1号中「。以下「特例条例」という。」を削り、「特例条例第4条本文」を「同条例第4条本文」に改め、附則第19項中「特例条例第3条」を「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第3条」に改める。

~~~~~  
 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例をここに公布する。  
 平成20年3月25日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第4号**  
**高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例**

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 地震の揺れの被害から生命を守る(第8条-第13条)
- 第3章 津波から逃げる(第14条-第19条)
- 第4章 火災から生命を守る(第20条-第21条)
- 第5章 土砂災害等の危険から生命を守る(第22条-第24条)
- 第6章 震災から生命を救う(第25条-第27条)
- 第7章 被災者の生活の安定を図る(第28条-第30条)
- 第8章 震災からの復興を進める(第31条-第32条)
- 第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める
  - 第1節 地域の防災力の強化(第33条-第36条)
  - 第2節 災害時要援護者への支援等(第37条-第39条)
  - 第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等(第40条-第42条)
- 第10章 南海地震対策を計画的に進める(第43条-第44条)
- 第11章 雑則(第45条-第46条)

**附 則**  
 南海地震は、歴史的にみてもおおむね100年ないし150年の間隔で発生しており、過去から繰り返して高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。  
 高知県をふるさととする物理学者・文学者の寺田寅彦が残した「天災は忘れられたる頃来る」という警句にあるように、昭和南海地震から60年余りが経過し、次第に震災の記憶が薄れ、人々の生活様式が様変わりしていくなかで、今また宿命の南海地震が発生する可